

令和 3 年 第 9 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 9 月 6 日 (月) 午前 9 時 00 分～ 9 時 52 分

2. 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

3. 出席委員 (37 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
(3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(5) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (9 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届け出について

業務連絡事項

- (1) 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年9月第9回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

ただ今の出席委員は37名中37名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、27番 田口千津子委員、28番 片渕秋正委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第147号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第147号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第147号。権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地は、大字堤字嘉瀬川〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番の合わせて9筆、田16,227㎡、同じく〇〇番、畑105㎡、計16,332㎡です。

譲渡人は、白石町大字堤〇〇番地（嘉瀬川）〇〇氏、こちらは親の方です。

譲受人は、白石町大字堤〇〇番地（嘉瀬川）〇〇氏、こちらは子の方です。

許可後の耕作面積は、田93,068㎡、畑105㎡、計93,173㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、親から子への売買でございます。

本年5月7日の第5回総会、議案第76号で承認いただいた、相続時精算課税制度を利用した親から子への贈与でしたが、親族間での話し合いの結果、贈与を取り止め、前回8月5日の第8回総会、議案番号第131号で、農地法第3条の規定による許可の取り消しについて承認いただき、親子間での売買としたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番 〇〇です。

10a 当たりの対価〇〇円と書いてありますが、親子だからという条件付きみたいな感じでしょうか。平均的に言えば、安いのではないかと思うのですが、みなさんはどう思われますか。

事務局 先ほど説明があったように、当初は贈与。相続時精算課税制度を使った贈与でのお話だったのですが、ご親族内で、贈与ではいけないと言われるご親族がいたという事で、取り下げて、いくらかなりとも金銭の授受をという話でありましたので、3条の売買で行われますと、評価額見合い分であったり、それに評価倍率をかけた額が妥当な農地の売買金額という事は、重々、承知はしておりますけれども、総額が〇〇万円ぐらいになります。〇〇万円ぐらいのお金をご親族間で、なにかしらの費用にあてられるものとして金額を設定されたものという事で、3条の申請上、本人方の同意の金額決定となりますと、それ以上の事は、こちらのほうから、申し上げにくいとご理解いただければと思います。

○番 我々、農業委員も、こういう場合があるということも把握しておかないといけないということですね。親族の取決めでこういうこともあるということですね。わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 147 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 147 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 148 号・議案番号第 149 号＝

議長 続きまして、議案番号第 148 号、議案番号第 149 号につきましては農地交換としての関連議案ですので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 148 号、権利の種類は所有権移転、交換です。
申請農地は、大字新明〇〇番、田 1,963 m²です。
譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（日登）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（日登）〇〇氏です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。
議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

次に、議案番号第 149 号、権利の種類は所有権移転、同じく交換。
申請農地は、大字新明〇〇番、田 1,967 m²です。
譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（日登）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（日登）〇〇氏です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。
議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 8 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、事務局長からの説明にもあったように、譲渡人譲受人双方の要望による農地の交換であります。
両方見ていただくとわかるように、1,963 と 1,967 と同じくらいの面積です。
世帯毎の営農状況につきましては、議案第 148 号の譲受人、〇〇氏は、米麦、玉葱を中心に約 0.9ha。
議案第 149 号の譲受人、〇〇氏は、米麦、大豆、玉葱を中心に約 1.9ha の耕作を計画しておられます。
両名とも、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 148 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 148 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。
次に、議案番号第 149 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 149 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 150 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。議案番号第 150 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 150 号。権利の種類は所有権移転、売買。
申請農地は、大字東郷字四本松〇〇番、田 3,185 m²です。
譲渡人は、白石町大字今泉〇〇番地（今泉東）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字遠江〇〇番地（新観音）〇〇氏です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人での話し合いにより所有権移転（売買）を取りやめたいためでございます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 150 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 150 号は申請どおり当委員会において許可を取り消すことに決定いたします。

＝議案番号第 151 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 151 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 151 号。
申請農地は、大字辺田字二本松〇〇番、田 274 m²です。
申請者は、白石町大字辺田〇〇番地（久治）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として8月23日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、駐車場、庭の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第151号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第151号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第152号 =

議長 続きまして、4.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第152号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 152 号。権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地は、大字福吉字二本黒木〇〇番、田 519 m²です。

譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地（大戸中）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福吉〇〇番地（大戸中）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、親の農地を贈与で譲り受け、息子さんが駐車場、資材置場等の整備をするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 152 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 152 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 153 号＝

議長 続きまして、議案番号第 153 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 153 号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字深浦字三本杉〇〇番、畑 126 ㎡です。

貸付人は、白石町大字深浦〇〇番地（室島）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字深浦〇〇番地（室島）の〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、〇〇さんは、〇〇さんの娘婿にあたります。

ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 153 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 153 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 154 号＝

議長 続きまして、議案番号第 154 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 154 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字新開〇〇番、畑 441 m²、同じく大字新開〇〇番、畑 428 m²です。
譲渡人は、前者が白石町大字新明〇〇番地（2B）〇〇氏と、後者が白石町大字新明〇〇番地（4B）〇〇氏です。
譲受人は、佐賀市久保田町大字江戸〇〇番地（佐賀市）の〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 1 種農地。
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして既存の施設の拡張でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 8 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、暗渠用資材置場、駐車場の整備をするものであります。
周辺農地への影響もなく、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 154 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 155 号 =

議長 続きまして、5. 議案番号第 155 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (9 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 155 号の「令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (9 号) について」ご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 4 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに相対での設定が 4 件、4 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 38 件、合わせて 42 件の計画が提出されており、すべて賃借権設定です。

そのうち新規が 27 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 10 件で、再設定は 15 件でした。

今回の利用権の総面積は 226,882.00 m²です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 4 件、農業法人によるものが 0 件、農地中間管理機構によるものが 38 件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 13 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、46 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 155 号 (所有権移転) について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。
それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 155 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 156 号 ～ 議案番号第 158 号 =

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 156 号から議案番号第 158 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 156 号。

申出農地は、大字福富字一ノ間〇〇番、田 2,971 m²、同じく〇〇番、田 4,009 m²、計 6,980 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番（南区）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 157 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 1,417 m²でございます。

あっせん申出者は、小城市芦刈町大字下古賀〇〇番地（小城市）〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 158 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 1,015 m²、同じく〇〇番、田 480 m²、計 1,495 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地（新興）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 156 号から議案番号第 158 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 156 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で申し上げます。

議長 議案番号第 157 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で申し上げます。

議長 議案番号第 158 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員で申し上げます。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 156 号 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員。

議案番号第 157 号 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員。

議案番号第 158 号 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者を議案書に書いておりますので確認をします。

議案番号第 156 号は〇〇。

議案番号第 157 号は〇〇。

議案番号第 158 号は〇〇でございます。

連絡調整につきましては、担当者へ申し上げます。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 （事務局より報告事項を行う）

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届け出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

業務連絡事項

- 1 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所 … 10 月 5 日（火）9 時 00 分 福富ゆうあい館 多目的ホール
議案配布日 … 10 月 1 日（金）
- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 52 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員